

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則

北海道公安委員会規則第8号

平成19年6月1日

改正 平成28年3月29日公安委員会規則第5号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則をここに公布する。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）の規定による不服申立てのうち、北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）又は方面公安委員会（以下「公安委員会」と称する。）に対する再審査の審議及び事実の申告に関し必要な事項を定めるものとする。

(補正の命令)

第2条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第23条の規定による補正の命令は、補正命令書（別記第1号様式）を送付して行うものとする。

(質問の通知等)

第3条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第160条第2項の質問をしようとするときは、質問を受けるべき者に対し、質問通知書（別記第2号様式）を送付してその日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の質問を行ったときは、次に掲げる事項を記載した質問結果録取書を作成するものとする。

- (1) 再審査の申請の件名
- (2) 質問の日時及び場所
- (3) 質問を受けた者の氏名及び住所又は居所（留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれる北海道警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称。第5条第3号において同じ。）

(4) 質問結果の概要

(物件の提出の通知等)

第4条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定による物件の提出の要求は、物件提出要求書（別記第3号様式）を送付して行うものとする。

2 公安委員会は前項の物件の提出を受けたときは、提出物件目録（別記第4号様式）を作成するとともに、その副本を提出した者に交付しなければならない。

3 公安委員会は、必要がなくなったときは、提出を受けた物件を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該物件の返還は、還付請書（別記第5号様式）と引換えに行わなければならない。

(検証の結果)

第5条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第160条第2項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 再審査の申請の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所又は居所
- (4) 検証の結果

(執行停止の通知)

第6条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行服法第25条第2項の規定による執行停止をするかどうかの決定をしたときは、執行停止(不停止)決定書(別記第6号様式)を再審査の申請人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

(執行停止の通知)

第7条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行服法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、執行停止取消書(別記第7号様式)を再審査の申請人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第8条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行服法第39条の規定により数個の再審査の申請を併合し、又は併合された数個の再審査の申請を分離したときは、審理手続併合(分離)通知書(別記第8号様式)を再審査の申請人及び処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

(再審査の申請の取下げの通知等)

第9条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行服法第27条の規定による再審査の申請の取下げがあったときは、再審査の申請取下げ通知書(別記第9号様式)を処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の再審査の申請の取下げがあったときは、法第230条第3項において準用する法第160条の規定により提出された物件をこれらを提出した者に返還しなければならない。

3 第4条第3項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(裁決の方法等)

第10条 法第230条第3項において準用する行服法第50条第1項に規定する裁決は、裁決書(別記第10号様式)により行うものとする。

2 法第230条第3項において準用する行服法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書(別記第11号様式)を付して行うものとする。

3 法第230条第3項において準用する行服法第51条第2項ただし書に規定する公示の方法による送達は、公安委員会が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

4 公安委員会は、前項に規定する公示の方法による送達をしたときは、公示送達通知書(別記第12号様式)を処分庁に送付してその旨を通知するものとする。

(申告手続)

第11条 第2条から第5条まで、第8条、第9条並びに前条第1項及び第2項の規定は、

公安委員会に対する事実の申告について準用する。この場合において、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第5条、第8条、第9条第1項並びに前条第1項及び第2項の規定中「法第230条第3項」とあるのは、「法第232条第3項」と、第3条第2項第1号、第5条第1号、第8条並びに第9条第1項及び第2項中「再審査の申請」とあるのは「事実の申告」と、第8条中「再審査の申請人及び処分庁」とあるのは「事実の申告人」と、第9条第1項中「再審査の申請取下げ通知書」とあるのは「事実の申告取下げ通知書」と、前条第1項中「裁決」とあるのは「確認」と、「裁決書」とあるのは「確認書」と、前条第2項中「行服法第42条第2項又は第4項」とあるのは「法第164条第1項」と、「裁決書の謄本の送付」とあるのは「確認書の通知」と、「当該謄本に裁決書謄本送付書」とあるのは「確認結果通知書」と、「を付して」とあるのは「により」と読み替えるものとする。

(細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、法に基づく公安委員会に対する不服申立てに関し必要な細目的な事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第230条第1項の規定による再審査の申請又は法第232条第1項の規定による事実の申告であってもこの規則の施行前にされた法第230条第1項の裁決又は法第232条第1項の通知に係るものについては、なお従前の例による。

別記様式省略